

1. 日常生活用品の提供品目

(1) 支給品

衣装ケース、布団・毛布などの寝具、鍋・茶碗・米など調理用具等5人分をセットにして支給。

(2) 貸与品

希望により、炊飯器、ポCKETラジオ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を無償貸与。

2. 生活一時金

県営住宅などで、当分の間避難生活を送られる世帯に対し10万円の一時金を支給する。

(単身世帯は5万円)